



第23期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2018年12月22日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都新宿区西新宿4-15-3
住友不動産西新宿ビル 3号館 1階
ベルサール西新宿 ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

■ 書面またはインターネットによる議決権行使期限
2018年12月21日（金曜日）午後5時30分まで

目次

第23期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役7名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	31
計算書類	35
監査報告書	39



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9438/>



株式会社エムティーアイ

証券コード 9438

証券コード 9438
2018年12月3日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年12月21日（金）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月22日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第23期（自2017年10月1日 至2018年9月30日）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告、第23期計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎お知らせ

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

(2) インターネットによるご提供書面

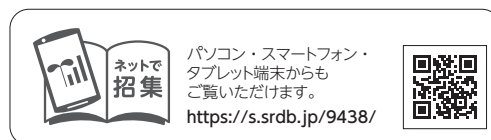
以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.mti.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には含まれていません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類と、上記の①および②に記載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。

(3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.mti.co.jp/>) に掲載しますのでご了承ください。



議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定：午前9時)



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2018年12月21日（金曜日）午後5時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【2018年12月21日（金曜日）午後5時30分受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」は㈱KDDI、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 受付時間 9:00～21:00（通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上とともに、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題と位置付けています。

配当につきましては、安定配当を維持する観点から、次のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより、当期の1株当たり年間配当金は、金16円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額437,466,176円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容
 変更の内容は以下のとおりです。

(変更する条文のみ記載、下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～8. <条文省略> <u>9. 生命保険の募集及び代理に関する業務</u> <u>10. 損害保険代理業務</u> <新 設> 11.～17. <条文省略> <u>18. 各種イベントの企画及び運営</u> 19.～21. <条文省略> 22. 芸能人、音楽家、映画監督、脚本家、演出家及びスポーツ選手等の育成及びマネジメント 23.～24. <条文省略> 25. 旅行業 26.～27. <条文省略> <u>28. 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用</u> 29.～37. <条文省略> <新 設> <u>38. 遺伝子検査・解析サービスの提供</u> <u>39. 遺伝子検査・解析用具及び機器の販売</u> <u>40. 遺伝子検査結果の解析業務</u> <u>41. 資金移動業、電子決済等代行業及び銀行代理業</u> <u>42. 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行</u> <新 設> <新 設></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～8. <現行のとおり> <u>9. 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。以下同じ。）に関するITを活用した事業及び保険業</u> <削 除> <u>10. 労働者派遣業及び有料職業紹介業</u> 11.～17. <現行のとおり> <u>18. イベント関連事業に関するITを活用した事業及びイベント関連事業</u> 19.～21. <現行のとおり> 22. 栄養士、保育士、介護士、看護師、芸能人、音楽家、映画監督、脚本家、演出家及びスポーツ選手等の育成及びマネジメント 23.～24. <現行のとおり> 25. 旅行業に関するITを活用した事業及び旅行業 26.～27. <現行のとおり> 28. 不動産業に関するITを活用した事業及び不動産業 29.～37. <現行のとおり> <u>38. 医療及びヘルスケア事業に関するITを活用した事業</u> <u>39. 遺伝子検査・解析サービスの提供</u> <u>40. 遺伝子検査・解析用具及び機器の販売</u> <u>41. 遺伝子検査結果の解析業務</u> <u>42. 資金移動業、電子決済等代行業及び銀行代理業</u> <u>43. 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行</u> <u>44. 仮想通貨交換業</u> <u>45. 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理</u></p>

現行定款	変更案
<p><新 設></p>	<p>46. <u>仮想通貨に関する取引所・交換所の企画、運営及び管理</u></p>
<p><新 設></p>	<p>47. <u>仮想通貨及びブロックチェーンに関連するシステムの企画、開発、制作、販売、ライセンス及び保守</u></p>
<p>43. <u>FinTech事業に関連するシステムの企画、開発、制作、販売、ライセンス及び保守</u></p>	<p>48. <u>FinTech事業に関連するシステムの企画、開発、制作、販売、ライセンス及び保守</u></p>
<p>44. <u>FinTech事業に関連する情報収集、分析及び情報提供</u></p>	<p>49. <u>FinTech事業に関連する情報収集、分析及び情報提供</u></p>
<p>45. <u>気象の観測、データ収集、解析、予報及びその提供並びにこれらのデータを活用した対応策コンテンツの企画、制作、販売、ライセンス及び保守</u></p>	<p>50. <u>気象の観測、データ収集、解析、予報及びその提供並びにこれらのデータを活用した対応策コンテンツの企画、制作、販売、ライセンス及び保守</u></p>
<p>46. <u>AgriTech事業</u></p>	<p>51. <u>AgriTech事業及び農業サービス業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>52. <u>林業に関するITを活用した事業及び林業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>53. <u>漁業に関するITを活用した事業及び漁業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>54. <u>鉱業に関するITを活用した事業及び鉱業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>55. <u>建設業に関するITを活用した事業及び建設業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>56. <u>製造業に関するITを活用した事業及び製造業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>57. <u>運輸業に関するITを活用した事業及び運輸業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>58. <u>卸売業・小売業に関するITを活用した事業及び卸売業・小売業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>59. <u>バイオテクノロジー・ライフサイエンス関連事業に関するITを活用した事業及びバイオテクノロジー・ライフサイエンス関連事業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>60. <u>法律サービス業に関するITを活用した事業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>61. <u>マーケティング事業に関するITを活用した事業及びマーケティング事業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>62. <u>宿泊業に関するITを活用した事業及び宿泊業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>63. <u>飲食サービス業に関するITを活用した事業及び飲食サービス業</u></p>
<p><新 設></p>	<p>64. <u>酒類の製造及び販売</u></p>
<p><新 設></p>	<p>65. <u>美容業に関するITを活用した事業及び美容業</u></p>

現行定款	変更案
<新 設>	<u>66.</u> ファッション関連事業に関するITを活用した事業及びファッション関連事業
<新 設>	<u>67.</u> 娯楽業に関するITを活用した事業及び娯楽業
<新 設>	<u>68.</u> スポーツ関連事業に関するITを活用した事業及びスポーツ関連事業
<新 設>	<u>69.</u> 教育事業に関するITを活用した事業及び教育事業
<新 設>	<u>70.</u> 育児・保育関連事業に関するITを活用した事業及び育児・保育関連事業
<新 設>	<u>71.</u> 介護事業に関するITを活用した事業及び介護事業
<新 設>	<u>72.</u> 環境関連事業に関するITを活用した事業及び環境関連事業
47. その他商業全般	<u>73.</u> その他商業全般
48. 前各号に関するコンサルティング業務及び経営コンサルティング業務	<u>74.</u> 前各号に関するコンサルティング業務及び経営コンサルティング業務
49. 前各号に付帯又は関連する一切の業務	<u>75.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の業務

第3号議案 取締役7名選任の件

本株主総会の終結時をもって取締役全員（8名）が任期満了により退任となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名	
1	再任	まえたとしひろ 前多俊宏
2	再任	いずみひろし 泉博史
3	再任	おおさわかつのり 大沢克徳
4	再任	まつもとひろし 松本博
5	再任	しゅうぼくし 周牧之
6	再任	やまもとひかる 山本晶
7	新任	つちやりょうすけ 土屋了介

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まえたとしひろ 前多俊宏 (1965年1月19日生)</p>	<p>1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1988年12月 株式会社光通信 入社 1989年8月 同社 取締役 1994年7月 同社 常務取締役 1996年8月 当社設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 1996年に当社を設立以来、代表取締役として社業を牽引してきました。これまでに培ってきた経営全般に関する知識と経験により、当社の経営における重要事項の意思決定を担い、全役員に対してリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	11,856,400株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いずみひろし 泉博史 (1965年2月26日生)</p>	<p>1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 1997年6月 マイクロソフト株式会社 入社 1999年2月 当社 入社 1999年11月 当社 執行役員IT事業部長 2002年11月 当社 執行役員モバイルサービス事業本部長 2002年12月 当社 取締役モバイルサービス事業本部長 2004年12月 当社 取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長 2007年1月 当社 取締役兼執行役員副社長モバイルサービス事業本部長 2009年12月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長 2010年2月 当社 取締役副社長 2012年6月 当社 取締役副社長Healthcare事業本部長 2014年2月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長兼Healthcare事業本部長 2014年7月 当社 取締役副社長ライフ・ヘルスケア事業本部長 2015年4月 当社 取締役副社長デジタルコンテンツ事業本部長 2016年2月 当社 取締役副社長ライフ事業本部長兼デジタルコンテンツ事業本部長 2017年1月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント事業本部長 2018年4月 当社 取締役副社長ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長（現任 テクノロジー本部、ソリューション事業部、コンプライアンス推進統括室担当）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 2002年に当社取締役に就任、2009年より取締役副社長。大手ITベンダーでの職務経験を活かし、当社ではサービス企画のみならず、IT開発の要職も務めてまいりました。企画から開発までITサービス全般に深く通じており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	326,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おおさわ かつのり 大沢 克徳 (1961年9月7日生)</p>	<p>1985年4月 株式会社日本シュルンベルジュ 入社 1989年8月 株式会社アドバンス 入社 1992年5月 株式会社日本プランゼー 入社 1994年1月 株式会社光通信 入社 1998年11月 株式会社エム・アイエス 入社 2000年7月 株式会社テレコムシステムインターナショナル（現当社）入社 2000年12月 当社 取締役管理本部長 2002年11月 当社 取締役モバイルサービス事業本部管理室長 2002年12月 当社 執行役員モバイルサービス事業本部副本部長 2006年12月 当社 取締役兼上席執行役員モバイル・サービスセンター長 2007年12月 当社 取締役兼執行役員常務モバイル・サービスセンター長 2009年12月 当社 常務取締役モバイル・サービスセンター長 2012年4月 当社 常務取締役 2013年2月 当社 常務取締役コーポレート・サポート本部長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 2000年に当社取締役に就任。管理本部長やモバイル業務センター長を務め、社内インフラの整備や業務効率化に尽力してきました。ITサービス企業における経営や管理・運用業務に幅広く通じており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	105,778株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まつもと ひろし 松本 博 (1969年8月17日生)</p>	<p>1992年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 1999年5月 株式会社シーエーシー 入社 2002年10月 株式会社ユー・エス・ジェイ 入社 2004年10月 当社 入社 2008年2月 当社 執行役員経営企画室長兼広報・IR室長 2009年1月 当社 執行役員経営企画本部長 2010年1月 当社 上席執行役員経営企画本部長 2010年5月 当社 上席執行役員コーポレート・サポート本部長 2010年12月 当社 取締役コーポレート・サポート本部長 2013年2月 当社 取締役 2016年12月 当社 常務取締役（現任 IR室・事業アライアンス担当）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 2010年に当社取締役に就任。銀行での職務経験を持ち、当社入社後は経営企画室長やコーポレートサポート本部長を歴任しました。管理系業務全般に対する経験に加え、財務およびIRにも精通しており、当社の経営における重要な意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	106,921株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">しゅう ぼくし 周 牧之 (1963年7月2日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役 独立役員</p>	<p>1985年7月 中華人民共和国機械工業部 1995年6月 財団法人国際開発センター（現 一般財団法人国際開発センター）主任研究員</p> <p>2002年4月 東京経済大学 経済学部 助教授 2005年1月 財務省財務総合政策研究所 客員研究員 2007年4月 東京経済大学 経済学部 教授（現任） 2007年4月 マサチューセッツ工科大学 客員教授 2008年5月 ハーバード大学 客員研究員 2010年4月 对外経済貿易大学 客員教授（現任） 2012年4月 中国科学院 特任教授 2015年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 東京経済大学 経済学部 教授 对外経済貿易大学 客員教授</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 大学において東アジアおよび市場経済の研究を行っており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	—
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">やまもと ひかる 山本 晶 (1973年10月2日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役 独立役員</p>	<p>2004年4月 東京大学大学院経済学研究科 助手 2005年4月 成蹊大学経済学部 専任講師 2008年4月 成蹊大学経済学部 准教授 2014年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授（現任） 2015年12月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授</p> <p>（社外取締役候補者とした理由） 大学においてマーケティングおよび消費者行動の研究を行っており、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
7	<p>新任</p> <p>つちや りょうすけ 土屋 了介 (1946年1月16日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>2006年4月 国立がんセンター中央病院 (現国立研究開発法人国立がん研究センター) 病院長</p> <p>2011年2月 公益財団法人日本心臓血管研究振興会 理事 (現任)</p> <p>2011年4月 公益財団法人がん研究会 理事 (現任)</p> <p>2014年4月 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長</p> <p>2014年6月 公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>公益財団法人がん研究会 理事</p> <p>公益財団法人日本心臓血管研究振興会 理事</p> <p>公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>様々な機関にて医学の研究を行っており、組織運営の経験も有しているため、その知見を基に当社の経営方針に助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、社外取締役候補者としました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 周牧之、山本晶および土屋了介の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者とする理由は、社外取締役候補者の略歴下段に記載しています。併せて、周牧之氏、山本晶氏および土屋了介氏については過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とする理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
3. 候補者 周牧之氏および山本晶氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。なお、当社は東京証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員となる予定です。また、土屋了介氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を周牧之氏および山本晶氏と締結しています。なお、各氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を継続する予定です。また、土屋了介氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 武井実氏は本株主総会の終結時をもって任期満了によって退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社 株式の数
<p>再任</p> <p>たけいみのる 武井実 (1952年2月15日生)</p> <p>社外監査役</p> <p>独立役員</p>	<p>1974年4月 三菱商事株式会社 入社 2000年4月 同社 財務部長 2002年4月 同社 関西支社経理部長 2004年4月 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 2006年4月 三菱商事株式会社 執行役員 2010年3月 カンロ株式会社 取締役副社長 2017年12月 当社 常勤監査役(現任)</p> <p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>財務および会計に関する知見、企業経営者としての豊富な経験を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行できる人物であると判断し、社外監査役候補者となりました。</p>	<p>—</p>

- (注)
1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者 武井実氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者とする理由は、略歴下段に記載のとおりです。
 3. 監査役候補者 武井実氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。なお、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を武井実氏と締結しています。なお、同氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を継続する予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自2017年10月1日 至2018年9月30日)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

携帯ショップ経由のスマートフォン有料会員の獲得が伸び悩んでいることから、2018年9月末の同有料会員数は457万人（2017年9月末比75万人減）となり、全体有料会員数については560万人（同96万人減）となりました。

売上高については、顧客単価（ARPU）の上昇傾向が続いており、また株式会社ビデオマーケットの連結子会社化（2017年3月実施）に伴う増収効果もありましたが、前期と比べて全体有料会員数が減少していますので、29,075百万円（前期比6.0%減）となりました。売上総利益については、売上高の減収に加えて、動画の品揃えを強化したことに伴い売上原価が増加したことにより、22,670百万円（同10.4%減）となりました。

営業利益および経常利益についても、広告宣伝費や外注費等の減少により販売費及び一般管理費は減少しましたが、売上総利益の減益を主因に、それぞれ3,218百万円（同20.6%減）、3,116百万円（同21.6%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、100%子会社のクライム・ファクトリー株式会社を吸収合併（2017年10月1日）し、同社の繰越欠損金を引き継いだこと等により税金費用が減少したことを主因に、1,629百万円（同13.6%増）と増益となりました。

(2) 対処すべき課題

① マーケティング力の強化

携帯端末の進化やモバイル・コンテンツの利用世代の拡大により、お客様のニーズも常に変化し、多様化しています。このような動きを的確に捉え、顧客満足度の高いコンテンツを提供する上で、マーケティング力を高め続ける体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社ではマーケティング部門の組織体制の強化を推進するとともに、専門的スキルを持った人材の強化と社内研修体制の充実による人材の教育・育成を促進することを通じて、当社の強みである「マーケティング力」のさらなる強化を図っています。

② 品質管理力の強化

お客様に継続的にモバイル・コンテンツをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサイトに反映することはもちろん、ご満足いただける品質と品揃えで提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社のコンテンツ素材の制作現場では、すべての制作工程について手順と品質基準を明確にし、その管理を徹底するとともに、人材の教育・育成、PDCA活動による継続的改善を行いながら、高品質なコンテンツ素材を効率的に制作する体制の構築を追求しています。

③ 開発力の強化

携帯端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイル・コンテンツはさらに付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しています。

このため、技術環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる開発手法を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、開発要員の技術レベルの底上げを図ります。また、オフショア開発の促進を図り、品質が高く効率的な開発体制の構築を推進しています。

④ デザイン力の強化

スマートフォン向けサービスでは、コンテンツの操作性の充実やより高度な表現がさらに可能になると考えられます。お客様が利用されるサービスを選択する際に非常に重要なポイントとなり、質の高いデザインを提供する体制の構築が重要であると認識しています。

このため、ユーザーインターフェースの研究およびお客様に好まれるデザインの研究を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、より高品質なデザインを提供できる体制の構築を推進しています。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2017年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併によりクライム・ファクトリー株式会社の権利義務を承継しました。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2018年3月23日に、クリニカル・プラットフォーム株式会社の株式を追加取得して子会社としました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,583百万円であり、主な内容はソフトウェアで1,444百万円となっています。

(7) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期
売 上 高	33,461,440	32,844,230	30,933,963	29,075,702
経 常 利 益	4,144,266	5,310,961	3,972,461	3,116,316
親会社株主に帰属する当期純利益	2,607,431	3,317,734	1,434,207	1,629,077
1株当たり当期純利益(円)	48.52	59.54	26.27	29.85
総 資 産	24,738,244	25,154,188	23,897,871	23,896,566
純 資 産	16,591,180	17,852,951	17,937,376	18,808,423
1株当たり純資産額(円)	281.48	311.13	312.28	328.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。
2. 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(8) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社は、コンテンツ配信事業を事業内容としています。

(10) 主要な事業所

本 社：東京都新宿区

(11) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	696名	50名増
女 性	359名	12名増
合 計	1,055名	62名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は41名です。

(12) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 179,040,000株
 ② 発行済株式の総数 61,016,400株（自己株式6,333,128株を含む）
 ③ 株主数 4,433名（前期末比295名増加）
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
前多俊宏	11,856,400株	21.68%
株式会社 ケイ・エム・シー	10,096,000株	18.46%
株式会社 ブロードピーク	6,783,200株	12.40%
株式会社 光通信	5,774,700株	10.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,166,600株	2.13%
株式会社 メディパルホールディングス	1,150,000株	2.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	725,800株	1.33%
株式会社 昭文社	672,000株	1.23%
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA) LLC SPCL. FOR EXCL. BEN	563,512株	1.03%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	445,400株	0.81%

(注) 持株比率は、自己株式6,333,128株を控除して計算しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が162,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ30,615,500円増加しています。

(2) 会社の新株予約権に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第17回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	1名
新株予約権の数	186個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	74,400株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	253円	
新株予約権の行使期間	2015年3月1日から	
	2018年9月30日まで	

第18回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	300個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	120,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	455円	
新株予約権の行使期間	2016年3月1日から	
	2019年9月30日まで	

第19回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	570個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	57,000株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	859円	
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から	
	2020年9月30日まで	

第20回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	1,177個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	117,700株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	699円	
新株予約権の行使期間	2018年3月1日から	
	2021年9月30日まで	

第22回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	1,146個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	114,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	678円	
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から	
	2022年9月30日まで	

第23回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	5名
新株予約権の数	1,146個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	114,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	690円	
新株予約権の行使期間	2020年6月1日から	
	2023年9月30日まで	

(注) 当社は、2013年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割、また2014年4月1日付および2015年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、各回の目的となる株式の数および行使価額は調整され、上記のとおりとなっています。

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第23回新株予約権

- ・ 新株予約権の発行価額 無償
- ・ 新株予約権の行使価額 690円
- ・ 新株予約権の行使期間 2020年6月1日から
2023年9月30日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ・ 当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社の使用人	2,501個	普通株式 250,100株	136名
子会社の役員	43個	普通株式 4,300株	2名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	
取締役副社長	泉 博 史	ライフ・エンターテインメント・スポーツ事業本部長 テクノロジー本部担当 ソリューション事業部担当 コンプライアンス推進統括室担当
専務取締役	清 水 義 博	ヘルスケア事業本部担当
常務取締役	大 沢 克 徳	コーポレート・サポート本部長
常務取締役	松 本 博	IR室・事業アライアンス担当
社外取締役	小名木 正 也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役
社外取締役	周 牧 之	東京経済大学 経済学部 教授 対外経済貿易大学 客員教授
社外取締役	山 本 晶	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授
常勤監査役 (社外監査役)	武 井 実	
社外監査役	中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長
社外監査役	崎 島 一 彦	
社外監査役	大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役

- (注) 1. 小名木正也氏、周牧之氏および山本晶氏は、社外取締役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
2. 武井実氏、中村好伸氏、崎島一彦氏および大矢和子氏は、社外監査役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 社外監査役武井実氏は、2017年12月23日開催の第22期定時株主総会において新たに選任され、就任しています。
4. 社外監査役武井実氏は、企業経営者としての豊富な経験を有しており、財務および会計に関する知見を有しています。
5. 社外監査役箕浦勤氏は、2017年12月23日開催の第22期定時株主総会最終時をもって辞任しました。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 取 締 役)	8名 (3名)	175,732 (26,730)
監 査 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 監 査 役)	5名 (5名)	40,650 (40,650)

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、2015年12月23日開催の定時株主総会における決議により年額600,000千円(うち社外取締役分年額60,000千円以内)、監査役に対する報酬限度額は、1998年12月28日開催の定時株主総会における決議により年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、年額7,000千円から38,397千円、各監査役に対する報酬額は、年額4,950千円から14,250千円となっています。
2. 2015年12月23日開催の定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額100,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しています。なお、上記支払額には、2016年1月29日開催の取締役会決議により取締役5名に付与した新株予約権、2017年4月27日開催の取締役会決議により取締役5名に付与した新株予約権および2018年4月27日開催の取締役会決議により取締役5名に付与した新株予約権の当期費用計上額(19,918千円)が含まれています。
3. 上記支払額には、当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額(社外取締役を除く取締役19,939千円)が含まれています。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

イ. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。

なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

ロ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
小名木 正也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
周 牧之	東京経済大学 経済学部 教授 対外経済貿易大学 客員教授	特別の関係はありません。
山本 晶	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授	特別の関係はありません。
中村 好伸	中村好伸法律事務所 所長	特別の関係はありません。
大矢 和子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会(16回開催)		監査役会(16回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
小名木 正也	15回	93.8%	—	—
周 牧之	16回	100.0%	—	—
山本 晶	16回	100.0%	—	—
武井 実	13回	100.0%	13回	100.0%
中村 好伸	16回	100.0%	16回	100.0%
崎島 一彦	16回	100.0%	16回	100.0%
大矢 和子	14回	87.5%	14回	87.5%

- (注) 1. 社外監査役武井氏につきましては2017年12月23日就任後の状況を記載しています。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いています。

氏名	発言状況
小名木 正也	当事業年度開催の取締役会において、経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
周 牧之	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
山本 晶	当事業年度開催の取締役会において、研究分野の専門的知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
武井 実	社外監査役就任後開催の取締役会および監査役会において、経営全般、財務および会計に関する専門的知見から発言を行っています。
中村 好伸	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、法務に関する専門的知見から発言を行っています。
崎島 一彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。
大矢 和子	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、社外取締役および社外監査役と締結しています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しています。

② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	38,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	45,820

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

3. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行うためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監

査し、内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役に報告する体制となっています。

また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施していきます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、監査補助を行うための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(11) 監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長およびEY新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

(15) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。

また、総務部と法務・知財部に不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が生じた場合は、これら部門を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの各部門との連携によりコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の策定、再発防止の周知徹底を行っています。

内部監査室では、業務監査活動および財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施し、当該活動状況を代表取締役社長、取締役会、監査役会および被監査部門へ報告しています。

また、入社時研修のほか、コンプライアンス等に関連する社内研修および外部講師を招いたセミナーの開催など、継続的な教育を実施しています。

② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関連する規程に基づき、コンプライアンス委員会が各部門および子会社と連携し、リスク管理体制の整備・強化を行っています。重要案件は、経営会議または取締役会で審議・意思決定を行うとともに、継続的なモニタリングを実施しています。

リスク管理状況については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告しています。

また、情報資産の利用と保護に関する規程に基づき、情報セキュリティ委員会が情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画および各年度予算を策定し、業務分掌・職務権限に関する規程において各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にし、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討・実行しています。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行うとともに、効率的な職務執行が行われるよう、経営会議を月に2～3回開催し、年度予算に対する業務執行状況、事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な協議を行っています。

④ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っています。各子会社における職務権限に関する規程に定める事項については、当社に事前協議を求めるとともに、当社経営会議に主要子会社の社長を定期的に参加させるなど、経営状況のモニタリングを行っています。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約するとともに、当社の内部監査室による業務監査により、牽制機能の強化を図っています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会および経営会議その他の重要会議への出席を通じて、必要に応じ意見を述べ、報告を受けるとともに、職務執行に関する稟議書等の重要文書を閲覧し、取締役および各部門長に説明を求めるなど、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っています。

また、代表取締役社長、EY新日本有限責任監査法人、内部監査室、各部門長、子会社の取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

⑥ 反社会的勢力への対応

当社グループは、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、最新情報の収集を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、総務部と法務・知財部を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じる体制を整えています。

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (2017年9月30日現在)	当年度 (2018年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	17,366,600	16,764,069	△602,530
現金及び預金	10,133,961	10,504,223	370,261
受取手形及び売掛金	6,187,768	5,203,810	△983,958
前渡金	235,169	262,446	27,277
前払費用	360,433	343,635	△16,798
未収入金	117,087	111,205	△5,881
未収還付法人税等	1,851	1,678	△172
繰延税金資産	237,802	204,307	△33,494
その他の	157,067	178,239	21,172
貸倒引当金	△64,541	△45,477	19,063
固 定 資 産	6,531,270	7,132,496	601,226
有形固定資産	276,891	263,321	△13,569
建物附属設備	363,349	386,251	22,902
減価償却累計額	△267,565	△284,293	△16,727
工具、器具及び備品	499,831	528,533	28,702
減価償却累計額	△318,724	△367,170	△48,446
無形固定資産	2,198,932	1,976,515	△222,417
ソフトウェア	2,078,726	1,757,366	△321,360
のれん	46,401	179,624	133,222
その他	73,803	39,524	△34,279
投資その他の資産	4,055,446	4,892,659	837,213
投資有価証券	2,437,544	3,309,236	871,691
敷金及び保証金	526,887	498,282	△28,604
繰延税金資産	1,018,159	1,058,161	40,002
その他	136,387	52,808	△83,578
貸倒引当金	△63,532	△25,829	37,702
資 産 合 計	23,897,871	23,896,566	△1,304

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目	前年度（ご参考） （2017年9月30日現在）	当年度 （2018年9月30日現在）	増 減 （ご参考）
（負債の部）			
流 動 負 債	4,883,730	3,954,165	△929,565
買掛金	1,276,051	1,284,742	8,691
未払金	1,974,346	1,462,258	△512,087
未払費用	430,329	453,382	23,052
未払法人税等	668,727	133,223	△535,503
未払消費税等	108,033	173,050	65,017
ポイント引当金	148,536	141,777	△6,759
役員賞与引当金	25,880	24,222	△1,658
その他の	251,825	281,508	29,683
固 定 負 債	1,076,764	1,133,977	57,213
退職給付に係る負債	1,020,346	1,108,745	88,398
負債のれ	22,305	13,187	△9,117
その他の	34,111	12,043	△22,067
負 債 合 計	5,960,494	5,088,142	△872,352
（純資産の部）			
株 主 資 本	17,022,303	17,852,885	830,581
資本金	5,069,848	5,100,464	30,615
資本剰余金	5,790,072	5,820,687	30,615
利益剰余金	9,311,231	10,080,581	769,350
自己株式	△3,148,848	△3,148,848	－
その他の包括利益累計額	3,697	125,939	122,241
その他有価証券評価差額金	△12,646	88,583	101,230
為替換算調整勘定	△22,912	△24,956	△2,044
退職給付に係る調整累計額	39,256	62,312	23,055
新 株 予 約 権	297,991	332,830	34,839
非 支 配 株 主 持 分	613,383	496,768	△116,615
純 資 産 合 計	17,937,376	18,808,423	871,047
負 債 純 資 産 合 計	23,897,871	23,896,566	△1,304

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 2016年10月1日から2017年9月30日まで	当年度 2017年10月1日から2018年9月30日まで	増 減 (ご参考)
売上高	30,933,963	29,075,702	△1,858,260
売上原価	5,645,715	6,405,494	759,779
売上総利益	25,288,248	22,670,207	△2,618,040
販売費及び一般管理費	21,234,559	19,452,191	△1,782,367
営業利益	4,053,688	3,218,016	△835,672
営業外収益			
受取利息	510	157	△353
受取配当金	43,860	9,465	△34,394
負ののれん償却額	9,117	9,117	-
為替差益	-	3,025	3,025
補助金収入	9,711	8,613	△1,097
その他	24,163	23,559	△604
営業外収益合計	87,363	53,939	△33,424
営業外費用			
支払利息	609	175	△434
持分法による投資損失	148,296	100,741	△47,554
為替差損	7,507	-	△7,507
その他	12,177	54,722	42,544
営業外費用合計	168,591	155,639	△12,951
経常利益	3,972,461	3,116,316	△856,145

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 2016年10月1日から2017年9月30日まで	当年度 2017年10月1日から2018年9月30日まで	増減 (ご参考)
特別利益			
段階取得に係る差益	693,816	96,636	△597,179
固定資産売却益	—	734	734
投資有価証券売却益	154,911	60,002	△94,908
持分変動利益	—	32,968	32,968
新株予約権戻入益	4,315	10,632	6,316
特別利益合計	853,043	200,975	△652,067
特別損失			
減損損失	230,822	100,190	△130,631
固定資産除却損	87,447	147,825	60,377
投資有価証券評価損	236,158	185,008	△51,150
関係会社株式評価損	11,719	—	△11,719
関係会社株式売却損	—	1,870	1,870
のれん償却額	1,399,033	730,513	△668,520
和解金	108,817	55,827	△52,990
特別損失合計	2,074,000	1,221,236	△852,763
税金等調整前当期純利益	2,751,504	2,096,055	△655,449
法人税、住民税及び事業税	1,576,198	817,667	△758,531
法人税等調整額	△130,001	△64,192	65,808
法人税等合計	1,446,197	753,474	△692,723
当期純利益	1,305,307	1,342,581	37,273
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△128,900	△286,496	△157,596
親会社株主に帰属する当期純利益	1,434,207	1,629,077	194,869

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (2017年9月30日現在)	当年度 (2018年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	13,975,011	13,112,640	△862,371
現金及び預金	7,660,853	7,761,531	100,677
売掛金	5,479,479	4,606,082	△873,397
商品	9,678	17,177	7,499
貯蔵品	9,787	2,597	△7,189
前払費用	70,253	68,397	△1,856
未収入金	341,184	309,300	△31,883
繰延税金資産	98,581	115,932	17,350
その他当金	215,820	197,630	△18,190
貸倒引当金	137,766	68,353	△69,412
	△48,394	△34,362	14,031
固 定 資 産	7,972,280	8,642,213	669,932
有形固定資産	218,796	208,788	△10,007
建物附属設備	321,403	339,981	18,577
減価償却累計額	△256,074	△268,077	△12,002
工具、器具及び備品	366,935	401,016	34,081
減価償却累計額	△213,468	△264,132	△50,664
無形固定資産	1,928,769	1,601,870	△326,898
特許権	50,083	18,060	△32,022
商標権	15,683	14,006	△1,677
ソフトウェア	1,861,153	1,559,853	△301,300
その他	-	7,777	7,777
	1,849	2,173	324
投資その他の資産	5,824,714	6,831,553	1,006,839
投資有価証券	1,864,513	2,419,017	554,504
関係会社株式	1,915,592	2,104,818	189,226
長期貸付金	475,000	755,000	280,000
従業員に対する長期貸付金	85	1,728	1,643
長期前払費用	7,991	21,385	13,393
敷金及び保証金	461,647	453,440	△8,206
繰延税金資産	1,046,538	1,075,864	29,326
その他	116,879	26,128	△90,751
貸倒引当金	△63,532	△25,829	37,702
資 産 合 計	21,947,292	21,754,853	△192,438

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (2017年9月30日現在)	当年度 (2018年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)				
流 動 負 債		4,175,072	3,222,537	△952,535
買掛金		878,759	838,561	△40,198
未払掛金		1,944,565	1,468,754	△475,811
未払費用		320,617	320,388	△229
未払法人税等		556,469	66,066	△490,402
未払消費税		54,729	124,130	69,400
前受金		108,289	86,110	△22,179
引当金		68,813	73,728	4,915
引当金		148,536	141,777	△6,759
役員賞与		20,025	19,939	△86
その他の引当金		74,265	83,081	8,816
固 定 負 債		1,111,030	1,210,699	99,669
退職給付引当金		1,076,918	1,198,558	121,640
その他の引当金		34,111	12,141	△21,970
負 債 合 計		5,286,102	4,433,237	△852,865
(純資産の部)				
株 主 資 本		16,551,093	17,048,545	497,452
資 本 金		5,069,848	5,100,464	30,615
資 本 剰 余 金		5,254,712	5,285,328	30,615
資本準備金		4,874,918	4,905,533	30,615
その他の資本剰余金		379,794	379,794	—
利 益 剰 余 金		9,375,379	9,811,601	436,221
利益準備金		7,462	7,462	—
その他の利益剰余金		9,367,917	9,804,138	436,221
繰越利益剰余金		9,367,917	9,804,138	436,221
自 己 株 式		△3,148,848	△3,148,848	—
評価・換算差額等		△55,551	72,584	128,135
その他有価証券評価差額金		△55,551	72,584	128,135
新 株 予 約 権		165,648	200,486	34,838
純 資 産 合 計		16,661,189	17,321,616	660,426
負 債 純 資 産 合 計		21,947,292	21,754,853	△192,438

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 2016年10月1日から2017年9月30日まで	当年度 2017年10月1日から2018年9月30日まで	増 減 (ご参考)
売上高	27,698,451	24,859,379	△2,839,071
売上原価	4,125,628	3,824,086	△301,542
売上総利益	23,572,823	21,035,293	△2,537,529
販売費及び一般管理費	19,109,522	17,593,224	△1,516,298
営業利益	4,463,300	3,442,069	△1,021,230
営業外収益			
受取利息及び配当金	44,123	92,653	48,530
その他	17,264	16,361	△902
営業外収益合計	61,387	109,014	47,627
営業外費用			
その他	12,626	45,851	33,225
営業外費用合計	12,626	45,851	33,225
経常利益	4,512,061	3,505,232	△1,006,829

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 2016年10月1日から2017年9月30日まで	当年度 2017年10月1日から2018年9月30日まで	増減 (ご参考)
特別利益			
抱合せ株式消滅差益	10,936	—	△10,936
投資有価証券売却益	154,911	60,002	△94,908
新株予約権戻入益	4,315	10,632	6,316
特別利益合計	170,163	70,634	△99,528
特別損失			
減損損失	193,500	52,607	△140,892
固定資産除却損	90,194	124,402	34,207
投資有価証券評価損	200,000	185,008	△14,991
関係会社株式評価損	1,806,923	1,223,620	△583,303
和解金	108,817	55,827	△52,990
特別損失合計	2,399,436	1,641,466	△757,970
税引前当期純利益	2,282,788	1,934,400	△348,387
法人税、住民税及び事業税	1,449,998	693,175	△756,823
法人税等調整額	△111,236	△67,646	43,590
法人税等合計	1,338,761	625,528	△713,232
当期純利益	944,026	1,308,871	364,845

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年11月15日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會田将之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井広幸 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年11月15日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 広 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの2017年10月1日から2018年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2018年11月16日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 武 井 実 ㊟
監 査 役 中 村 好 伸 ㊟
監 査 役 崎 島 一 彦 ㊟
監 査 役 大 矢 和 子 ㊟

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び会計監査人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 当社監査役武井実、中村好伸、崎島一彦及び大矢和子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

ベルサール西新宿 ホール

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-15-3 住友不動産西新宿ビル 3号館 1階
TEL (03)3320-2611



< 交通のご案内 >

- 「都庁前」駅「A5出口」徒歩7分（大江戸線）
- 「西新宿五丁目」駅「A2出口」徒歩6分（大江戸線）
- 「新宿」駅「西口」徒歩15分（JR線他）
- 「新宿」駅「7番出口」徒歩12分（新宿線、京王新線）
- 新宿駅西口より京王バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

UD
FONT